

○特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則

平成25年3月28日

規則第8号

特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則をここに公布する。

特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 人員、設備及び運営に関する基準（第2条—第30条の3）

第3章 ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第31条—第40条）

第4章 地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第41条—第46条）

第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第47条—第50条）

第6章 雑則（第51条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年静岡県条例第23号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 人員、設備及び運営に関する基準

（構造設備の一般原則）

第2条 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第3条 特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の資格要件）

第4条 特別養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

3 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

第5条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(一部改正〔平成30年規則16号・令和3年25号〕)

(運営規程)

第6条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者の処遇の内容及び費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他施設の運営に関する重要事項

(一部改正〔平成30年規則16号・令和3年25号〕)

(非常災害対策)

第7条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、周辺の環境を踏まえて、かつ、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて第1項に規定する計画を作成しなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、職員を防災に関する研修に参加させる等職員の防災教育に努めなければならない。
- 6 特別養護老人ホームは、非常災害に備え、食料、飲料水その他生活に必要な物資の備蓄に努めなければならない。

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(記録の整備)

第8条 特別養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 入所者の処遇に関する計画
- (2) 行った具体的な処遇の内容等の記録
- (3) 第14条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(一部改正〔令和6年規則9号〕)

(設備の基準)

第9条 特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

- (1) 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町にあっては、市町長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第7条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第7条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 静養室（居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする設備をいう。以下同じ。）

(3) 食堂

(4) 浴室

(5) 洗面設備

(6) 便所

(7) 医務室

(8) 調理室

(9) 介護職員室

(10) 看護職員室

(11) 機能訓練室

(12) 面談室

(13) 洗濯室又は洗濯場

(14) 汚物処理室

(15) 介護材料室

(16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、地域の実情から必要があり、かつ、当該居室が入所者のプライバシーの確保に配慮した構造であると知事が認める場合は、2人以上4人以下とすることができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

キ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ク ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 静養室

ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号イ及びエからクまでに定めるところによること。

(3) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 洗面設備

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(5) 便所

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(6) 医務室

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(7) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(8) 介護職員室

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ 必要な備品を備えること。

(9) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

イ 必要な備品を備えること。

5 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室、静養室等」という。）は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。

(1) 居室、静養室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。

(2) 3階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

- (3) 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備（以下「特定防火設備」という。）により防災上有効に区画されていること。

6 前各項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
- (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- (5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

（職員の配置の基準）

第10条 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

- (1) 施設長 1
- (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (3) 生活相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (4) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 看護職員の数、次のとおりとすること。

- (ア) 入所者の数が30を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上
- (イ) 入所者の数が30を超えて50を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2以上
- (ウ) 入所者の数が50を超えて130を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3以上
- (エ) 入所者の数が130を超える特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- (5) 栄養士又は管理栄養士 1以上
- (6) 機能訓練指導員 1以上
- (7) 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

- 3 第1項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。
- 4 第1項第1号の施設長及び同項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。
- 5 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。
- 7 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。
- 8 特別養護老人ホーム（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。）に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所又は指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（一部改正〔平成30年規則16号・令和6年9号・7年35号〕）

（サービス提供困難時の対応）

第11条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（一部改正〔平成30年規則16号〕）

(入退所)

第12条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。
- 3 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で協議しなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(一部改正〔平成28年規則15号〕)

(入所者の処遇に関する計画)

第13条 特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成しなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の方針)

第14条 特別養護老人ホームは、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。

- 2 入所者の処遇は、入所者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。
- 3 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 特別養護老人ホームは、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 7 特別養護老人ホームは、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- （一部改正〔平成30年規則16号・令和3年25号〕）

（介護）

第15条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、じょくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。
- 7 特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その負担により、当該特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第16条 特別養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

（相談及び援助）

第17条 特別養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（社会生活上の便宜の提供等）

第18条 特別養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第19条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第20条 特別養護老人ホームの医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第21条 特別養護老人ホームは、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにならなければならない。

(緊急時等の対応)

第21条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第10条第1項第2号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(追加〔平成30年規則16号〕、一部改正〔令和6年規則9号〕)

(施設長の責務)

第22条 特別養護老人ホームの施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第6条から第8条まで及び第11条から第30条の3までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(一部改正〔令和3年規則25号・6年9号〕)

(勤務体制の確保等)

第23条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によって処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（一部改正〔令和3年規則25号〕）

（業務継続計画の策定等）

第23条の2 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（追加〔令和3年規則25号〕）

（定員の遵守）

第24条 特別養護老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第25条 特別養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年厚生労働省告示第268号）に沿った対応を行うこと。

（一部改正〔令和3年規則25号〕）

（協力医療機関等）

第26条 特別養護老人ホームは、入所者の病状等の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が、第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 6 特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（一部改正〔令和6年規則9号〕）

（秘密保持等）

第27条 特別養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特別養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情処理)

第28条 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 特別養護老人ホームは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特別養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(虐待の防止)

第30条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(追加〔令和3年規則25号〕)

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第30条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催しなければならない。

(追加〔令和6年規則9号〕)

第3章 ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

第31条 前章(第10条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(運営規程)

第32条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項

- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他施設の運営に関する重要事項

(一部改正〔平成30年規則16号・令和3年25号〕)

(設備の基準)

第33条 ユニット型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）

は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該ユニット型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第40条において準用する第7条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第40条において準用する第7条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 ユニット型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次の各号（第1号を除く。）に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) ユニット

- (2) 浴室
- (3) 医務室
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

- (ア) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- (ウ) 地階に設けてはならないこと。
- (エ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- (オ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- (カ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。
- (キ) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
- (ク) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- (ケ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 地階に設けてはならないこと。
- (ウ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (エ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

- (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

- (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- (2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
- (3) 医務室
 - ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
 - イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- (4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- 5 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。
 - (1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。
 - (2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
 - (3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。
- 6 前各項に規定するもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
 - (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）として差し支えない。
 - (2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - (3) 廊下及び階段には手すりを設けること。
 - (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
 - (5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

（一部改正〔令和3年規則25号〕）

（サービスの取扱方針）

第34条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型特別養護老人ホームは、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 9 ユニット型特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（一部改正〔平成30年規則16号・令和3年25号〕）

（介護）

第35条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

- 6 ユニット型特別養護老人ホームは、じょくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型特別養護老人ホームは、常時 1 人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 9 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第36条 ユニット型特別養護老人ホームは、栄養並びに入居者の心身の状況及びし好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第37条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者のし好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第38条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。
- 6 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（一部改正〔令和3年規則25号・6年9号〕）

（定員の遵守）

第39条 ユニット型特別養護老人ホームは、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（準用）

第40条 第2条から第5条まで、第7条、第8条、第11条から第13条まで、第17条、第19条から第22条まで、第23条の2及び第25条から第30条の3までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第8条第2項第3号中「第14条第5項」とあるのは「第34条第7項」と、同項第4号中「第28条第2項」とあるのは「第40条において準用する第28条第2項」と、同項第5号中「第30条第3項」とあるのは「第40条において準用する第30条第3項」と、第22条第2項中「第6条から第8条まで及び第11条から第30条の3まで」とあるのは「第32条及び第34条から第39条まで並びに第40条において準用する第7条、第8条、第11条から第13条まで、第17条、第19条から第22条まで、第23条の2及び第25条から第30条の3まで」と読み替えるものとする。

（一部改正〔令和3年規則25号・6年9号〕）

第4章 地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

（この章の趣旨）

第41条 第2章及び前章の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(設備の基準)

第42条 地域密着型特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）

は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

(1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第46条において準用する第7条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第46条において準用する第7条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 静養室

(3) 食堂

(4) 浴室

(5) 洗面設備

(6) 便所

- (7) 医務室
- (8) 調理室
- (9) 介護職員室
- (10) 看護職員室
- (11) 機能訓練室
- (12) 面談室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、地域の実情から必要があり、かつ、当該居室が入所者のプライバシーの確保に配慮した構造であると知事が認める場合は、2人以上4人以下とすることができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

キ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ク ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 静養室

ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号イ及びエからクまでに定めるところによること。

(3) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 洗面設備

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(5) 便所

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

- (6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。
- (7) 調理室
- ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。
- (8) 介護職員室
- ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- イ 必要な備品を備えること。
- (9) 食堂及び機能訓練室
- ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- イ 必要な備品を備えること。
- 5 居室、静養室等は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。
- (1) 居室、静養室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。
- (2) 3階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- (3) 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。
- 6 前各項に規定するもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
- (1) 廊下の幅は、1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
- (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

7 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

(職員の配置の基準)

第43条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1) 施設長 1

(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 生活相談員 1以上

(4) 介護職員又は看護職員

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 看護職員の数、1以上とすること。

(5) 栄養士又は管理栄養士 1以上

(6) 機能訓練指導員 1以上

(7) 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第1項、第6項及び第8項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。

4 第1項第1号の施設長は、常勤の者でなければならない。

5 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

6 第1項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1以上とする。

7 第1項第4号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

8 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1以上とする。

9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体

施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者
- (3) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
- (4) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）
- (5) 診療所 事務員その他の従業者

- 10 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。
- 11 地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所又は指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 13 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。
- 14 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この項において「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下この項において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に定める人員に

関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

- 15 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(一部改正〔平成27年規則22号・30年16号・令和3年25号・6年9号・7年35号〕)

(介護)

第44条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 地域密着型特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 地域密着型特別養護老人ホームは、じょくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。
- 7 地域密着型特別養護老人ホームは、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、その負担により、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(地域との連携等)

第45条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）

（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 地域密着型特別養護老人ホームは、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。
- 3 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(準用)

第46条 第2条から第8条まで、第11条から第14条まで、第16条から第28条まで及び第30条から第30条の3までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第8条第2項第3号中「第14条第5項」とあるのは「第46条において準用する第14条第5項」と、同項第4号中「第28条第2項」とあるのは「第46条において準用する第28条第2項」と、同項第5号中「第30条第3項」とあるのは「第46条において準用する第30条第3項」と、第22条第2項中「第6条から第8条まで及び第11条から第30条の3まで」とあるのは「第44条及び第45条並びに第46条において準用する第6条から第8条まで、第11条から第14条まで、第16条から第28条まで及び第30条から第30条の3まで」と読み替えるものとする。

(一部改正〔令和3年規則25号・6年9号〕)

第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

第47条 第2章から前章まで(第43条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(設備の基準)

第48条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物(入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第50条において準用する第7条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第50条において準用する第7条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次の各号（第1号を除く。）に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) 医務室
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) ユニット

ア 居室

(ア) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とするができる。

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 地階に設けてはならないこと。

- (エ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- (オ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- (カ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。
- (キ) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
- (ク) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- (ケ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 地階に設けてはならないこと。
- (ウ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (エ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

- (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

- (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(4) 調理室

ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であつて、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

5 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

- (1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。
 - (2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
 - (3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。
- 6 前各項に規定するもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
- (1) 廊下の幅は、1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。
 - (2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - (3) 廊下及び階段には手すりを設けること。
 - (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
 - (5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
- 7 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

（一部改正〔令和3年規則25号〕）

（介護）

- 第49条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
 - 3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
 - 4 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
 - 5 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
 - 6 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、じょうそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

- 7 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 9 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(準用)

第50条 第2条から第5条まで、第7条、第8条、第11条から第13条まで、第17条、第19条から第22条まで、第23条の2、第25条から第28条まで、第30条から第30条の3まで、第32条、第34条、第36条から第39条まで及び第45条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第8条第2項第3号中「第14条第5項」とあるのは「第50条において準用する第34条第7項」と、同項第4号中「第28条第2項」とあるのは「第50条において準用する第28条第2項」と、同項第5号中「第30条第3項」とあるのは「第50条において準用する第30条第3項」と、第22条第2項中「第6条から第8条まで及び第11条から第30条の3まで」とあるのは「第49条並びに第50条において準用する第7条、第8条、第11条から第13条まで、第17条、第19条から第22条まで、第23条の2、第25条から第28条まで、第30条から第30条の3まで、第32条、第34条、第36条から第39条まで及び第45条」と読み替えるものとする。

(一部改正〔令和3年規則25号・6年9号〕)

第6章 雑則

(追加〔令和3年規則25号〕)

(電磁的記録等)

第51条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(追加〔令和3年規則25号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「基準省令」という。）
附則第2条に該当する特別養護老人ホームについては、第9条第3項第14号、第33条第3項第6号、第42条第3項第14号及び第48条第3項第6号の規定は、当分の間適用しない。
- 3 基準省令附則第3条第1項に該当する特別養護老人ホームの建物について、第9条第4項第1号及び第42条第4項第1号の規定を適用する場合において、第9条第4項第1号ア及び第42条第4項第1号ア中「1人」とすること。ただし、地域の実情から必要があり、かつ、当該居室が入所者のプライバシーの確保に配慮した構造であると知事が認める場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること」と、第9条第4項第1号ウ及び第42条第4項第1号ウ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。
- 4 基準省令附則第3条第2項に該当する特別養護老人ホームについて、前項の規定を適用する場合において、同項中「原則として4人」とあるのは、「8人」とする。
- 5 基準省令附則第4条に該当する特別養護老人ホームの建物については、第9条第4項第9号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）及び第42条第4項第9号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間適用しない。
- 6 基準省令附則第6条に該当する食堂及び機能訓練室については、第9条第4項第9号ア及び第42条第4項第9号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。
- 7 基準省令附則第7条に該当する食堂及び機能訓練室については、第9条第4項第9号ア及び第42条第4項第9号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。
 - (1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。
 - (2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。
- 8 基準省令附則第8条に該当する廊下の幅については、第9条第6項第1号、第33条第6項第1号、第42条第6項第1号及び第48条第6項第1号の規定にかかわらず、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

- 9 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第107号。以下「平成14年改正省令」という。）附則第2条第2項に該当する特別養護老人ホームについて、第33条第4項第1号イの（ウ）の規定を適用する場合において、同号イの（ウ）中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。
- 10 平成14年8月6日以前の日から引き続き存する特別養護老人ホーム（同月6日後に建物の規模又は構造を変更したもの及びユニット型特別養護老人ホームであるものを除く。次項において同じ。）は、特別養護老人ホームであってユニット型特別養護老人ホームでないものとみなす。
- 11 平成14年8月6日以前の日から引き続き存する特別養護老人ホームであって、条例第3条第2号並びに第10条及び第3章に規定する基準を満たすものが、その旨を知事に申し出た場合には、前項の規定は適用しない。
- 12 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第38号。以下「平成18年改正省令」という。）附則第2条第2項に該当する特別養護老人ホームに係る第48条第4項第1号イの（ウ）の規定の適用については、同号イの（ウ）中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。
- 13 平成18年改正省令附則第3条に該当する指定短期入所生活介護事業所等については、第43条第11項の規定は適用しない。
- 14 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号。以下「平成23年改正省令」という。）附則第6条第1項に該当する特別養護老人ホーム（平成23年9月1日から平成25年3月31日までの間に指定の更新を行ったものを除く。）については、この規則の施行後最初の指定の更新までの間は、平成23年改正省令による改正前の基準省令に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準によることができる。
- 15 平成23年改正省令附則第6条第2項に該当する特別養護老人ホーム（平成23年9月1日から平成25年3月31日までの間に指定の更新を行ったものを除く。）については、この規則の施行後最初の指定の更新までの間は、平成23年改正省令による改正前の基準省令に規定する一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準によることができる。
- 16 この規則の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、第9条第4項第1号ア及び第42条第4項第1号アの規定を適用する場合においては、第9条第4項第1号ア及び第42条第4項第1号ア中「1人とすること。ただし、地域の実情から必要があり、かつ、当該居室が入所者のプライバシーの確保に配慮した構造であると知事が認める場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは「4人以下とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる」とする。

附 則（平成27年 3 月27日規則第22号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（介護予防通所介護に関する経過措置）

- 5 旧法第53条第 1 項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所」という。）又は法第54条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

- (1) 第 1 条の規定による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則第43条第12項の規定

附 則（平成28年 3 月29日規則第15号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日規則第16号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月30日規則第25号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この規則の施行の日から令和 9 年 3 月31日までの間、第 1 条の規定による改正後の指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（以下「新指定居宅サービス等基準規則」という。）第 38条の 2（新指定居宅サービス等基準規則第96条において準用する場合に限る。）及び第 2 条の規定による改正後の指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（以下「新指定介護予防サービス等基準規則」という。）第53条の10の 2（新指定介護予防サービス等基準規則第92条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準規則第94条及び新指定介護予防サービス等基準規則第90条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（一部改正〔令和 6 年規則 9 号〕）

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準規則第30条の2（新指定居宅サービス等基準規則第96条において準用する場合に限る。）及び新指定介護予防サービス等基準規則第53条の2の2（新指定介護予防サービス等基準規則第92条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（一部改正〔令和6年規則9号〕）

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準規則第55条の2第3項（新指定居宅サービス等基準規則第61条において準用する場合を含む。）、第106条第3項（新指定居宅サービス等基準規則第113条、第133条、第144条、第166条、第179条の3、第186条及び第202条において準用する場合を含む。）、第177条第4項、第212条第4項及び第231条第4項（新指定居宅サービス等基準規則第246条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準規則第53条の2第3項（新指定介護予防サービス等基準規則第61条において準用する場合を含む。）、第119条の2第3項（新指定介護予防サービス等基準規則第141条、第163条の3、第170条及び第180条において準用する場合を含む。）、第156条第4項、第193条第4項及び第212条第4項（新指定介護予防サービス等基準規則第233条において準用する場合を含む。）、新介護老人ホーム基準規則第22条第3項、新指定介護老人福祉施設基準規則第27条第3項及び第49条第4項、新介護老人保健施設基準規則第28条第3項及び第49条第4項、新指定介護療養型医療施設基準規則第27条第3項、新特別介護老人ホーム基準規則第23条第3項（新特別介護老人ホーム基準規則第46条において準用する場合を含む。）及び第38条第4項（新特別介護老人ホーム基準規則第50条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準規則第23条第3項（新軽費老人ホーム基準規則附則第26項において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準規則第29条第3項及び第50条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

- 6 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準規則第42条第1項第1号ア（イ）の規定に基づき入所定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準規則第2条第1項第3号ア及び第49条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 7 前項の規定は、新指定居宅サービス等基準規則第169条第6項第1号ア（イ）、新指定介護予防サービス等基準規則第152条第6項第1号ア（イ）並びに新特別介護老人ホーム基準規則第33条第4項第1号ア（イ）及び第48条第4項第1号ア（イ）の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲

げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新指定居宅サービス等基準規則 第169条第6項第1号ア（イ）	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準規則第2条第1項第3号ア	新指定居宅サービス等基準規則第146条第1項第3号
	第49条第2項	第177条第2項
新指定介護予防サービス等基準規則第152条第6項第1号ア（イ）	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準規則第2条第1項第3号ア	新指定介護予防サービス等基準規則第128条第1項第3号
	第49条第2項	第156条第2項
新特別養護老人ホーム基準規則 第33条第4項第1号ア（イ）及び 第48条第4項第1号ア（イ）	入所定員	入居定員
	新指定介護老人福祉施設基準規則第2条第1項第3号ア	新特別養護老人ホーム基準規則第10条第1項第4号ア
	第49条第2項	第38条第2項（新特別養護老人ホーム基準規則第50条において準用する場合を含む。）

- 8 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）附則第7条に規定する建物の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、第1条の規定による改正前の指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則第169条第6項第1号ア（ウ）（後段に係る部分に限る。）、第2条の規定による改正前の指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則第152条第6項第1号ア（ウ）（後段に係る部分に限る。）、第4条の規定による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則第42条第1項第1号ア（ウ）b並びに第7条の規定による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則第33条第4項第1号ア（エ）b及び第48条第4項第1号ア（エ）bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

- 11 この規則の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新養護老人ホーム基準規則第28条第1項、新指定介護老人福祉施設基準規則第38条第1項（新指定介護老人福祉施設基準規則第51条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第38条第1項（新介護老人保健施設基準規則第51条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第37条第1項、新特別養護老人ホーム基準規則第30条第1項（新特別養護老人ホーム基準規則第40条、第46条及び第50条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準規則第32条第1項（新軽費老人ホーム基準規則附則第26項において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準規則第39条第1項（新介護医療院基準規則第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次の各号に定める措置を講じなければ」

とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 12 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、新養護老人ホーム基準規則第23条第2項第3号、新指定介護老人福祉施設基準規則第30条第2項第3号（新指定介護老人福祉施設基準規則第51条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第31条第2項第3号（新介護老人保健施設基準規則第51条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第30条第2項第3号、新特別養護老人ホーム基準規則第25条第2項第3号（新特別養護老人ホーム基準規則第40条、第46条及び第50条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準規則第25条第2項第3号（新軽費老人ホーム基準規則附則第26項において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準規則第32条第2項第3号（新介護医療院基準規則第52条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

附 則（令和6年3月28日規則第9号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新指定居宅サービス等基準規則第164条の2（新指定居宅サービス等基準規則第179条、第179条の3、第186条、第202条（新指定居宅サービス等基準規則第214条において準用する場合を含む。）及び第235条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準規則第139条の2（新指定介護予防サービス等基準規則第158条、第163条の3、第170条、第180条（新指定介護予防サービス等基準規則第195条において準用する場合を含む。）及び第216条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準規則第38条の3（新指定介護老人福祉施設基準規則第51条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第38条の3（新介護老人保健施設基準規則第51条において準用する場合を含む。）、第6条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（以下「新特別養護老人ホーム基準規則」という。）第30条の3（新特別養護老人ホーム基準規則第40条、第46条及び第50条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準規則第39条の3（新介護医療院基準規則第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 6 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間は、第3条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営に関する規則第24条第1項、新指定介護老人福祉施設基準規則第31条第1項（新指定介護老人福祉施設基準規則第51条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第32条第1項（新介護老人保健施設基準規則第51条において準用する場合を含む。）、新特別養護老人ホーム基準規則第26条第1項（新特別養護老人ホーム基準規則第40条、第46条及び第50条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準規則第33条第1項（新介護医療院基準規則第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

附 則（令和7年3月31日規則第35号抄）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。